

この度の令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

熊本地方法務局では、被災された皆様からの登記などに関するお問合せ・ご相談につきまして、次のとおり取り扱っておりますので、ご案内します。

## 1 土地・建物の登記でお困りの皆様へ

### ○ 土地や建物の「権利証」をなくしたけれど、どうすればいい？

大雨による河川の氾濫に伴い、家屋への浸水などの被害により権利証（登記済証・登記識別情報通知証）（注1）を紛失された場合もあると考えられます。しかし、この権利証の紛失によって不動産（土地・建物）の所有権等の権利を失うことはありません。

権利証は、登記の申請をする際に、本人確認資料として登記所に提出していただくものですが、登記をするには、権利証のほかに、所有者の印鑑証明書等の本人確認資料も必要となりますので、権利証を紛失しただけで、直ちに所有権の移転の登記や抵当権の設定の登記が不正にされるなどして、登記記録上の権利関係が変わることはありません。

また、権利証を紛失したからといって不動産の売却等の処分をすることができなくなるわけでもありません。

なお、紛失した権利証を再発行することはできませんが、不正な登記がされることを予防する方法として、不正登記防止申出制度（注2）がありますので、詳しくは、最寄りの登記所にご相談ください。

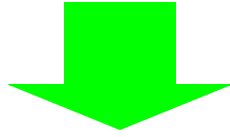
※注1 権利証（登記済証）とは、登記が完了した際に登記所から登記権利者（買主等）に交付されていた書面です（現在は、「登記識別情報」として12桁のアラビア数字その他の符号が通知されます。）。権利証は、例えば、登記記録上の登記名義人が登記義務者（売り主等）として所有権の移転の登記を申請する場合に、登記名義人本人からの申請であることを確認する資料として登記所に提供することとされています。

注2 不正登記防止申出制度は、不正な登記がされる差し迫った危険がある場合に、申出から3か月以内に不正な登記がされることを防止するための制度です。

この申出をすることにより、申出から3か月以内に登記が申請された場合は、申出をした方に、その登記が申請された旨が通知されますので、身に覚えのない登記がされることを防止することができます。

なお、不正登記防止申出の手続は、申出人（登記名義人等）本人が登記所に出頭

することを原則としていますが、本人が登記所に出頭することができない止むを得ない事情があると認められる場合には、委任による代理人が登記所に出頭してすることもできます。



**土地・建物の登記**については、最寄りの登記所にご相談ください。

熊本地方法務局不動産登記部門 電話 096-364-2145

熊本地方法務局宇土支局 電話 0964-22-0320

熊本地方法務局玉名支局 電話 0968-72-2347

熊本地方法務局山鹿支局 電話 0968-44-2411

熊本地方法務局阿蘇大津支局 電話 096-293-2272

熊本地方法務局八代支局 電話 0965-32-2654

熊本地方法務局人吉支局 電話 0966-22-3393

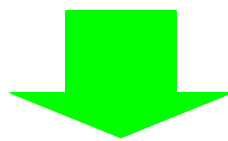
熊本地方法務局天草支局 電話 0969-22-2467

受付時間 平日、午前8時30分から午後5時15分まで

## 2 会社・法人の登記でお困りの皆様へ

○ 会社の代表者の印鑑や印鑑カードをなくしてしまったけれど、どうすればいい？

- ① 会社・法人の代表者の印鑑及び印鑑カードの両方を紛失した場合  
改印届とともに、紛失した印鑑カードの廃止届及び新たな印鑑カードの交付申請が必要になります。この場合は、会社・法人の新しい印鑑と代表者個人の実印及び市町村長発行の印鑑証明書を熊本県内最寄りの登記所にご持参の上、手続きしていただくことになります。
- ② 会社・法人の代表者の印鑑を紛失した場合  
改印届が必要になります。この場合は、会社・法人の新しい印鑑と代表者個人の実印及び市町村長発行の印鑑証明書を熊本県内最寄りの登記所にご持参の上、手続きしていただくことになります。  
なお、お手持ちの印鑑カードは引き続き使用できます。
- ③ 印鑑カードのみを紛失した場合  
印鑑カードの廃止届及び印鑑カード交付申請が必要となります。この場合は、会社・法人の代表者の印鑑を熊本県内最寄りの登記所にご持参していただければ、印鑑カードの廃止及び再発行の手続きをすることができます。



**会社・法人の登記**については、次の登記所にご相談ください。

熊本地方法務局法人登記部門 電話 096-364-2145

(音声案内「3」)

受付時間 平日、午前8時30分から午後5時15分まで

### 3 登記以外でお困りの皆様へ

登記以外でお困りの場合は、次の窓口で相談できます。

○ 戸籍のご相談

熊本地方法務局戸籍課 ☎096-364-2145 (音声案内「4」)

○ 成年後見登記のご相談

熊本地方法務局戸籍課 ☎096-364-2145 (音声案内「4」)

○ 供託のご相談

熊本地方法務局供託課 ☎096-364-2145 (音声案内「4」)

○ 人権相談

みんなの人権110番 ☎0570-003-110 (ナビダイヤル)

子どもの人権110番 ☎0120-007-110 (ナビダイヤル)

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810 (ナビダイヤル)

・人権相談については、[こちら](#)をクリックしてください。

(法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/JINKEN/index\\_soudan.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html))

インターネット人権相談受付窓口

・インターネット相談については、[こちら](#)をクリックしてください。

(法務省インターネット人権相談受付窓口 (<https://www.jinken.go.jp/>))

法務局の相談受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで